

一 宮 町 長 馬 淵 昌 也 様

一宮町監査委員 森 田 善 宏

一宮町監査委員 小 安 博 之

## 令和 2 年度一宮町健全化判断比率等の審査結果報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき提出された令和 2 年度一宮町健全化判断比率及び令和 2 年度一宮町公営企業会計資金不足比率について審査した結果、概要を以下のとおり報告します。

### 審 査 意 見 書

#### 1. 審査の対象

- (1) 令和 2 年度における財政の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
- (2) 令和 2 年度における公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

#### 2. 審査の期日

令和 3 年 8 月 23 日 (月)

#### 3. 審査の方法

町長から審査に付された一宮町の令和 2 年度財政健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率並びにそれぞれの算定の基礎となる事項を記載した書類について、それらが適正に作成され、基礎となる書類が整っているかどうか。また、経年でそれぞれ大幅な変動がないかどうか。変動がある場合にはそれらについて合理的な理由があるかどうか等に主眼を置いて審査を行った。

#### 4. 審査の結果

審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びそれらの算定の基礎となる書類については、いずれも適正に作成され、問題がないものと認められた。

#### 5. 審査意見

審査に付された一宮町の令和 2 年度財政健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び公営企業の資金不足比率は、次のとおりであり、数値はいずれも適正であり国の示す早期健全化基準を下回り、良好な状態と言えます。

実質赤字比率・連結実質赤字比率は、黒字のため数値は表示されていません。

実質公債費比率は、5.7%で早期健全化基準を大幅に下回るとともに、前年度より0.3%の改善が見られます。昨年の県内町村平均と比較しても若干下回る状況であり、特に問題はないと思います。

将来負担比率は、前年度52.0%から本年度23.3%と△28.7%の大幅な減少を示しています。これは、上総一ノ宮駅東口整備事業の債務負担行為が事業の終了に伴い減少したため、分子となる将来負担額が大幅に減少したことに加え、分母となる標準財政規模が増加したことにより、比率が大幅に減少したものです。

今後は、地方債現在高が1億円弱増加しているように、大型事業（上総一ノ宮駅東口整備事業や中央ポンプ場改修など）で借入れた起債の償還が始まりますので、公債費の動向に十分注意されたい。

### 令和2年度 健全化判断比率

(単位:%)

比率	年度等	令和2年度	早期健全化基準	参 考	
				令和元年度	町村平均(R元)
実質赤字比率	—	—	15.00	—	—
連結実質赤字比率	—	—	20.00	—	—
実質公債費比率	5.7	5.7	25.0	6.0	6.2
将来負担比率	23.3	23.3	350.0	52.0	25.1

### 令和2年度 資金不足比率

(単位:%)

会計名等	年度等	令和2年度	経営健全化基準	参 考
				令和元年度
農業集落排水事業特別会計	—	—	20.0	—

## 6. 比率算出概要

### (1) 実質赤字比率

(単位:千円、%)

項 目	金 額
① 一般会計等の実質収支額	△ 306,204
② 標準財政規模	3,108,814
実質赤字比率	△ 9.84

(注)実質収支額が黒字の場合は、比率計算のためマイナス表示にする。

実質赤字比率 = (①一般会計実質収支額 ÷ ②標準財政規模) × 100 = △9.84%

〈比率計算の対象範囲〉一般会計

〈比率算出結果の表示方法〉比率がマイナスなので黒字となる。

従って、審査意見での記述は「—」とした。

以下、(2)、(5)も同様である。

(2) 連結実質赤字比率

(単位:千円)

項 目	金 額
① 一般会計等の実質収支額	△ 306,204
一般会計	△ 306,204
③ 公営事業会計(公営企業除く)の実質収支額	△ 124,303
国民健康保険事業特別会計	△ 83,929
介護保険特別会計	△ 40,272
後期高齢者医療特別会計	△ 102
④ 公営企業会計の実質収支額	△ 7,276
農業集落排水事業特別会計	△ 7,276
② 標準財政規模	3,108,814
連結実質赤字比率	△ 14.08

(注) 実質収支額が黒字の場合は、比率計算のためマイナス表示にする。

連結実質赤字比率 = (①一般会計等の実質収支額 + ③公営事業会計の実質収支額 + ④公営企業会計の実質収支額) ÷ ②標準財政規模 × 100 = △14.08%  
 (比率計算の対象範囲) 一般会計、公営事業会計(国保・介護・後期)及び公営企業会計(農集)

(3) 実質公債費比率

(単位:千円、%)

項 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
⑤ 元利償還金	343,860	342,507	304,911
公債費充当一般財源等	343,860	342,507	304,911
一時借入金利子	0	0	0
⑥ 準元利償還金	103,219	120,096	121,776
満期一括償還地方債の年度割相当額	0	0	
公営企業の地方債償還に充てた繰入金	27,540	24,993	19,851
一部事務組合の地方債に充てた負担金	51,484	52,136	42,683
公債費に準ずる債務負担行為額	24,195	42,967	59,242
⑦ 償還のための特定財源	0	0	0
⑧ 交付税算入公債費等	300,171	292,999	277,136
災害復旧費等に係る基準財政需要額	240,248	235,511	234,819
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	47,803	45,384	34,665
密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金	12,120	12,104	7,652
② 標準財政規模	2,953,683	2,978,214	3,108,814
標準税収入額等	1,719,543	1,767,311	1,857,162
普通交付税額	1,057,591	1,066,008	1,112,077
臨時財政対策債発行可能額	176,549	144,895	139,575
実質公債費比率(単年度)	5.53636	6.31622	5.28136

単年度実質公債費比率 = ((⑤元利償還金 + ⑥準元利償還金) - (⑦償還のための特定財源 + ⑧交付税算入公債費等)) ÷ (②標準財政規模 - ⑧交付税算入公債費等) × 100 = 5.281

実質公債費比率 = (30年度実質公債費比率 + 元年度実質公債費比率 + 2年度実質公債費比率) ÷ 3か年 = 5.7% ※小数点第1位未満切捨て

(比率計算の対象範囲) 一般会計、公営事業会計、公営企業会計及び一部事務組合

## (4) 将来負担比率

(単位:千円)

項 目	金 額	※参考 R元
⑨ 将来負担額	5,717,032	6,322,209
地方債現在高	3,456,116	3,364,577
債務負担行為の支出予定額	602,266	1,199,365
公営企業債等繰入見込額	124,221	153,882
組合等負担見込額	332,081	330,293
退職手当負担見込額	1,202,348	1,274,092
設立法人の負債額等負担見込額	0	0
連結実質赤字額	0	0
組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0
⑩ 充当可能財源	5,056,322	4,923,274
充当可能基金	1,958,127	1,801,286
充当可能特定歳入	0	0
基準財政需要額算入見込額	3,098,195	3,121,988
⑧ 交付税算入公債費等	277,136	292,999
② 標準財政規模	3,108,814	2,978,214
将来負担比率	23.3	52.0

$$\text{将来負担比率} = (\text{⑨将来負担額} - \text{⑩充当可能財源}) \div (\text{②標準財政規模} - \text{⑧交付税算入公債費等}) \times 100 = 23.3\%$$

〈比率計算の対象範囲〉一般会計等、公営事業会計、公営企業会計、一部事務組合及び公社等

## (5) 資金不足比率

農業集落排水事業特別会計(法非適用企業)

(単位:千円)

項 目	金 額
⑪ 資金不足額((ア+イ+ウ)-エ)	△ 7,276
ア. 実質赤字額	△ 7,276
イ. 支払繰延・事業繰越	0
ウ. 建設改良費以外の経費の財源に充てるための地方債現在高	0
エ. 解消可能資金不足額	0
⑫ 事業規模(オ-カ)	38,610
オ. 営業収益に相当する収入の額	38,610
カ. 受託工事収益に相当する収入の額	0

$$\text{資金不足比率} = \text{⑪資金不足額} \div \text{⑫事業規模} \times 100 = \triangle 18.8\%$$